

建設共済保険とは？

建設共済保険は、建設業及びこれに関連して行う建設業以外の事業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

加入方式

(基幹契約)

年間完成工事高契約

被災者補償

諸費用補償

直前1年間の完成工事高（元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高および消費税を除く。）に基づいて掛金を算出し、申込書類に記載の申込日と掛金の支払日のいずれか遅い日の翌日から1年間、保険契約者が施工する元請工事、下請工事にかかわらず、保険契約者の施工する建設工事現場（労災保険上の建設有期事業）に就労する保険契約者に雇用される労働者および、下請負人（下位の下請人を含む。）に雇用される労働者および保険契約者を補償する契約です。

但し、保険契約者が元請として請け負った甲型共同企業体工事現場と海外工事現場は補償範囲に含まれません。

(付随契約)

関連事業契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者を除く役員、保険契約者雇用の事務職員、建設業に関連して行う建設業以外の事業（労災保険上の林業および継続事業）で働く労働者を補償する契約です。

役員の補償については、労災保険の特別加入をすることができる方（従業員300人以下の企業の事業主および役員）が対象となります。なお、実際に特別加入をしていなくても補償の対象となります。

(付随契約)

甲型共同企業体契約 (元請として行うもの)

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者が甲型共同企業体の代表者または構成員となった場合に、そのいずれか1社が別途契約して工事現場で働く労働者を年間完成工事高契約と同様に補償する契約です。 ※詳しくは共済団までお問い合わせください。

《建設共済保険の掛金について》

建設共済保険の掛金は次の1及び2で構成されており、ご契約の際はこれらを全体として共済団に払い込んでいただきます。

1. 掛金全体の82%を保険料相当分として建設共済保険事業に充当します。
2. 掛金全体の18%を共済事業相当分として労働安全衛生推進事業、育英奨学事業、一般助成事業に充当します。

(詳細は17, 18ページをご参照下さい。)